

一、二十日自...
 二、...
 三、...
 四、...
 五、...
 六、...
 七、...
 八、...
 九、...
 十、...

日本...
 友會...

大正十三年二月二十八日

財團法人協調會大阪支所

解雇手當

- 一、六ヶ月未満者 二十日分
- 二、一ヶ年末満者 四十日分
- 以上一ヶ年ヲ増ス毎ニ二日分加算ス
- 一、賃銀一割値上
- 一、退職手當ハ解雇手當ノ三分ノ一ヲ支給ス
- 一、罷業中手當トシテ全職工ニ二百五十圓支給ス

以上